

日本脳炎救済措置一覧表(令和6年度改定版)

【救済措置①】20歳未満までの間に、未接種分を接種できる対象者※1

| 生年月日 | 救済措置の内容 | 接種のパターン |
|-----------------------|----------------------------------|---|
| 平成7年4月2日 ~ 平成16年4月1日 | | 20歳以上のため 救済措置期間終了 |
| 平成16年4月2日 ~ 平成17年4月1日 | ①1期の規定の回数(3回)及び2期(1回)を接種できなかった場合 | 【1期を未接種】 ①残りの接種回数は4回。 ②1回目を接種後、 <u>6日~28日</u> あけて2回目を接種(最低6日以上あける) ③2回目を接種後、 <u>おおむね1年後</u> に3回目を接種(最低6か月以上あける) ④3回目を接種後、 <u>おおむね5年後(9歳以上)</u> に4回目を接種(最低6日以上あける) 《接種終了》 |
| 平成17年4月2日 ~ 平成18年4月1日 | | 【1期を1回接種している場合】 ①残りの接種回数は3回。 ②1回目を接種後、 <u>6日~28日</u> あけて2回目を接種 ③2回目を接種後、 <u>おおむね1年後(9歳以上)</u> に3回目を接種(最低6日以上あける) 《接種終了》 |
| 平成18年4月2日 ~ 平成19年4月1日 | ②20歳未満までに不足している回数分を | 【1期を2回接種している場合】 ①残りの接種回数は2回。 ②1回目を接種後、 <u>おおむね5年後(9歳以上)</u> に2回目を接種(最低6日以上あける) 《接種終了》 |
| 令和6年度 18歳勸奨ハガキ対象者 ※2 | ③公費(無料)で接種可能 | 【1期を3回接種している場合】 ①残りの接種回数は1回。(前回接種から最低6日以上あける) ②20歳未満の間に1回接種 《接種終了》 |

※1 接種日時点で、20歳未満であることを確認してください。

※2 平成30年度より18歳を迎える方全員に対して、救済措置についての勸奨(ハガキでのご案内)を行っています。令和6年度の実施時期については、別途通知します。

【救済措置②】2期(9歳~12歳)の接種期間中に1期末接種分を接種できる対象者

| 生年月日 | 救済措置の内容 | 接種のパターン |
|------------------------|---------|----------------------|
| 平成19年4月2日 ~ 平成21年10月1日 | | 13歳以上のため 救済措置期間終了 |